

○千代田区名誉区民条例

昭和54年12月1日条例第12号

千代田区名誉区民条例

(目的)

第1条 この条例は、社会の進展に卓絶した功績のあつた者に対し、その事績をたたえ、区民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第2条 千代田区名誉区民（以下「名誉区民」という。）の称号は、次の各号に掲げる事項に該当する者に贈ることができる。

(1) 区に引き続き10年以上居住している者又は引き続き20年以上居住したことのある者。ただし、前条の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

(2) 公共の福祉を増進し、又は学術、技芸の進展に寄与して、区民の生活及び文化に貢献し、その功績が卓絶で、区民が郷土の誇りとして尊敬する者であること。

(選定)

第3条 名誉区民は、区長が区議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第4条 区長は、名誉区民を選定したときは、その者に名誉区民の称号を贈るとともに、その事績を公示し、これを顕彰する。

(待遇及び特典)

第5条 名誉区民に対しては、区長が定めるところにより、待遇及び特典を与えることができる。

(称号の取消)

第6条 区長は、名誉区民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、区民の尊敬を受けなくなつたと認めたときは、区議会の同意を得て、名誉区民の称号を取り消すことができる。

2 前項により名誉区民でなくなつた者は、その取消しの日から前条の規定によつて与えられた待遇及び特典を失う。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。